答 弁 第 二 一 八 号平成二十六年六月二十四日受領

内閣衆質一八六第二一八号

平成二十六年六月二十四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員中根康浩君提出ニホンウナギをワシントン条約による取引規制の対象から回避するための政府

の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出ニホンウナギをワシントン条約による取引規制の対象から回避するための

政府の取り組みに関する質問に対する答弁書

我が国におけるニホンウナギの漁獲量が長期的な減少傾向にあり、 国際的にもニホンウナギの資源状況に

重要であると考えており、現在、我が国にニホンウナギを輸出するなど関係する国及び地域との間でニホン

ついて関心が高まっていることから、政府としては、まずは、ニホンウナギの持続可能な利用を図ることが

ウナギの資源管理の枠組みの在り方に関する議論を進めるとともに、 当該議論も踏まえ、 国内のニホンウナ

ギの養殖及び採捕 の関係者である養殖業者、シラスウナギの採捕業者及び親魚の採捕業者による資源管理の

取組を促進している。 また、これらの取組について国際的な理解を深めるため、 絶滅のおそれのある野生動

植物の種 の国際取引に関する条約 (昭和) 五十五年条約第二十五号) の締約国及びニホンウナギの資源管理に

関心を有する非政府組織に対し、これらの取組の情報提供を行っているところである。